２０XX年○○月○○日

**GHS分類根拠情報となる試験報告書等の資料提供に関する同意書**

独立行政法人製品評価技術基盤機構

理事長　殿

住所：

法人名：

代表者の役職：

代表者名：

政府によるGHS分類事業（以下「分類事業」という。）に利用されるGHS分類根拠情報となる試験報告書等の資料を独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に提供するにあたり、下記の事項について同意します。

記

1. 提供者は、暴力団、その他これに準ずる者と関係を有しないことを表明し、かつ将来にわたって関係を持ちえないことを確認すること。
2. 提供者は、提供資料に機構または第三者の利益を害し、法令または公序良俗に違反する情報を含まないことを確認すること。
3. 提供者は、同意にともない提供した全ての資料（以下「提供資料」という。）に不正競争防止法上の営業秘密要件を満たす情報が含まれないことを確約すること。なお提供者は提出資料に営業秘密要件を満たす情報が含まれる場合は黒塗り、被覆等を行い、提供資料から物理的に除去すること。
4. 提供者は、提供資料に第三者を特定可能な個人情報が含まれないことを確認すること。ただし、機構の受理後に個人情報が含まれることが明らかになった場合は、了解を得ることなく、機構において当該個人情報を削除できること。
5. 提供者は、提供資料に第三者から違法又は不正な手段で取得したものが含まれないことを表明し、かつ著作物に該当するものについては論文等の書誌情報を除き第三者が著作権を有する著作物が含まれないことを確認すること。
6. 提供者は、提供資料の正確性について保証し、かつ提供資料の記載内容に関して責任を負うことを確認すること。
7. 本同意書の内容は提供者の所属する組織で別途定められている提供資料を管理するための規定等の内容に拘束されないこと。
8. 本同意書の提出は、提供資料が分類事業における分類結果に反映されることを保証するものではなく、提供資料が分類事業に無関係の資料又は条件を満たさない資料であると機構が判断できる場合は提供資料の一部又は全部を機構の判断によって利用しない場合があること。この場合、機構は、提供者に利用しない場合の理由について通知をすること。
9. 機構から、提供資料の疑問点などについて、質問又は関係資料の提出要求があった場合、提供者は、機構に対して、当該疑問を解消に足りる程度の合理性ある理由を付した回答を文書（電子メールを含む。）で行うなど、提供者の責任において誠実に対応しなければならないこと。当該疑問が解消されない場合は提供資料を利用しない場合があること。
10. 機構は、機構に対して提供者の提供資料に関する情報公開請求があった場合に提供者の情報（法人名、代表者、連絡先等）を除き、これを一部開示又は全部開示する場合があること。
11. 機構において、提供資料を分類事業の実施及び化学物質管理に関する法施行支援を目的として利用すること。
12. 機構において、分類事業の実施の目的のために限り、提供資料並びに提供者の法人名、担当部署名及び代表連絡先を経済産業省、厚生労働省、環境省、独立行政法人労働者健康安全機構並びに分類事業の委託事業者等（以下、「分類事業の関係者」という）に共有すること。
13. 分類事業の関係者において、提供資料に疑問などが生じた場合、提供者は当該関係者からの問い合わせに対して提供者の責任において誠実に対応しなければならないこと。当該疑問が解消されない場合は提供資料を利用しない場合があること。
14. 分類事業の関係者において、提供資料の扱いに問題が生じた場合に、機構の故意又は重過失に因るものでない限り機構は当該問題から生じたあらゆる損害の責任を負わず、分類事業の関係者又はこれに準ずるものが責任を負うこと。
15. 機構において、提供資料の中で試験報告書に相当する資料（以下「公開対象資料」という。）を、機構がWebサイトにて公開するサービス（以下「機構サービス」という。）を利用する全ての者が閲覧できるように加工、統合等すること。
16. 機構において、機構サービスの利用者に対して、公開対象資料の利益を上げる行為への利用以外の利用に関して制限を設けないこと。
17. 機構サービスにおいて、公開対象資料が利用する全ての者が閲覧できるようになることは、当該公開対象資料に係る著作権その他のいかなる権利も、機構又は閲覧者に移転することを意味するものではないこと。
18. 提供者は、機構サービスにおいて、公開対象資料に含まれる著作物の著作権に含まれる全ての権利の利用を機構に許諾すること、及び、機構及び機構の指定するものに対して、公開対象資料に係る著作者人格権を行使しないこと。
19. 提供者は、機構サービスにおいて、当該公開対象資料の機構サービス以外への利用に関する問い合わせ、並びに、これらに基づく当該公開対象資料の利益を上げる行為への利用を希望する者との交渉及び契約に関して提供者の責任において誠実に対応しなければならないこと。
20. 機構は、19.において、提供者に対して事前に通知し、了解を得た場合に限り、提供者の法人名、部署名及び代表連絡先等を問い合わせ先に通知する場合があること。
21. 機構において、独自の判断により、機構サービスを停止又は廃止することができること。ただし、この場合、機構は提供者に対して、公開停止又は廃止にかかる責任を一切負わないこと。また、機構サービスを停止又は廃止した理由については提供者に対して何ら回答する義務を負わないこと。
22. 提供者は、提供資料の更新、訂正又は廃棄の必要がある場合には、文書（電子メールを含む。）で機構に連絡を行うとともに関係資料を提出しなければならないこと。
23. 提供者からの提供資料の更新又は訂正の連絡は、その反映を保証するものではなく、機構の判断によって当該更新又は訂正を反映しない場合があること。この場合、機構は、提供者に更新又は訂正を反映しない場合の理由について通知をするとともに、併せて提供者から更新又は訂正を目的として提出を受けた資料を機構が廃棄すること。
24. 機構において、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、提供者に対して事前にその理由とともに通知し、了解を得ることなく、提供資料を廃棄することができること。また、公開対象資料を利用した政府によるGHS分類結果が機構のWebサイトから公開されている場合は、その有用性の疑念について機構サービス利用者に周知するとともに政府によるGHS分類結果の見直しを分類事業の関係省（経済産業省、厚生労働省、環境省）に機構から要請すること。

一　提供者から廃棄を依頼する連絡があったとき。

二　提供者が本同意書に違反したとき。

三　提供者が本同意書に虚偽の内容を記載したとき。

四　提供者が分類事業の運用を妨害したとき。

五　その他理由の如何を問わず、機構が、提供者の提供資料を分類事業に利用することが適切ではないと判断したとき。

1. 提供者は、本同意書に記載した代表連絡先が変更になった場合、機構に速やかに連絡すること。

以上

【連絡先】

担当者部署名：

担当者氏　名：

担当者連絡先

電話番号：

メールアドレス：

代表連絡先

電話番号：

メールアドレス：